

遺失物取扱い業務海外調査研究

報告書

平成 17 年 12 月

財団法人 社会安全研究財団

はじめに

本調査は、海外における遺失物取扱い業務の実態について、主として法制度の観点から調査を行ったものである。

我が国における遺失物の取扱いに関する規定は、1899年に制定された「遺失物法」(明治32年3月24日法律第87号)を基本としている。また、関連規定として、1958年に「遺失物法施行令」(昭和33年6月10日政令第172号)及び「遺失物法施行規則」(昭和33年6月10日総理府令第52号)が、さらに、1989年には「遺失物取扱規則」(平成元年3月2日国家公安委員会規則第4号)が制定されるとともに、1958年(昭和33年)に「遺失物法施行細則」(明治32年内務省令第4号)が廃止されるという経緯を辿ってきている。

本調査研究では、主要国における遺失物取扱関連法規の収集・翻訳を行い、我が国遺失物法及び関連制度のあり方を検討する際の一助とすることを目的とした。

調査の対象国は、独、仏を中心に、米、英、加の五カ国とし、特に現地におけるピアリングについては、我が国と類似の成文法の法体系を有する独、仏において実施した。また、調査の過程において、遺失物の取扱主体及び法規制定の権限が各地方自治体等に付与されている実態があることを把握したことから、調査対象の主眼を主要国の首都及び主要州とし、カナダについては、独自の州法を制定しているケベック州におくこととした。

調査の結果、一定の物件についての拾得者の警察等への差出義務の免除、物件の価格に応じた保管期間の設定等、対象国の遺失物の取扱いに関する制度は、我が国とは異なる興味深いものであることなどが判明した。

なお、本調査研究は、以下の方々をメンバーとする研究委員会(「諸外国における遺失物に関する制度及び実態の調査研究委員会」)によって進められた。また、現地調査・資料収集・翻訳等の調査業務を株式会社三菱総合研究所に依頼した。

この場をお借りして厚く御礼申し上げる次第である。

座長 中田裕康(一橋大学大学院法学研究科教授)
沖野眞已(学習院大学法科大学院教授)
西山隆雄(東日本旅客鉄道株式会社鉄道事業本部お客様サービス部次長)
林 啓行(株式会社高島屋東京店総務部総務担当課長)
内田淳一(警察庁生活安全局地域課長)
小川雄一(警視庁遺失物センター所長)

平成17年12月
財団法人 社会安全研究財団

目次

はじめに

報告書中の用語について

1. 各国の状況

(1) ドイツ	1
(2) フランス	6
(3) 英国	13
(4) 米国	18
①概要	18
②ニューヨーク州	18
③カリフォルニア州	21
④コロンビア特別区	24
(5) カナダ (ケベック州)	27

2. 各国遺失物法令等比較表

(1) 諸外国の遺失物に関する主な制度・運用の比較	31
(2) 各国遺失物法令等比較表	32

3. 各国遺失物取扱フロー

(1) 日本	38
(2) ドイツ	39
(3) フランス (パリ警視庁管内)	40
(4) 英国 (ロンドン警視庁管内)	41
(5) 米国 (ニューヨーク州)	42
(6) 米国 (カリフォルニア州)	43
(7) 米国 (コロンビア特別区)	44
(8) カナダ (ケベック州)	45

おわりに	46
------	----

【資料編】

1. 現地調査における入手資料

(1) ベルリン市遺失物管理所統計資料	資-1
(2) パリ警視庁遺失物課「仏国政府及びパリ市幹部に対する説明資料」	資-5
(3) パリ警視庁遺失物課発行小冊子 「どのようにして落とし物を取り戻すのでしょうか？」	資-21

2. 法規・条例等

(1) ドイツ	資-33
(2) フランス (パリ警視庁管内)	資-48
(3) 英国 (ロンドン警視庁管内)	資-77

(4) 米国 (ニューヨーク州)	資-106
(5) 米国 (カリフォルニア州)	資-122
(6) 米国 (コロンビア特別区)	資-132
(7) カナダ (ケベック州)	資-150

報告書中の用語について

本報告書の作成過程においては、独語、仏語及び英語の法令等を邦訳し参照することとしたが、邦訳の過程において、各言語の単語を単純に日本語に置き換えた場合、置換前の単語が実際に意味するところと、置換後の日本語が我が国の法令用語として意味するところとに乖離が発生する可能性が生起し、結果として各国の制度を正確に理解する際に誤解の余地が生じるという問題が顕在化した。

例えば、我が国の遺失物法令においては、拾得物自体を提出することは「差出」であり、拾得物自体は提出せずに拾得のあった事実を通知することが「届出」である。ドイツ語の「Anzeige」の一般的な邦訳は「届出」であるが、ドイツ民法第 965 条を参照すると、「Anzeige」は拾得物自体を当局に提出することを意味していることが明らかである。したがって、「Anzeige」を単純に「届出」と邦訳した場合、我が国の法令用語に照らせば、拾得物の物理的移動を伴わないかのような印象を与えることになる。また、米国ニューヨーク州法第 7 条-B においては、我が国の法令用語上、一般に「寄託」と訳される「deposit」が使用されているが、拾得物自体を当局に提出することを意味している点において「Anzeige」と同様である。

また、我が国の遺失物法令においては、「滅失・毀損のおそれのある」物件に関する売却及び廃棄の規定が設けられている。調査対象各国の規定においても同様の記述がみられるが、例えば、当該条項に使用されている英語の「perishable」を、その最も基本的な意味であるところの「腐敗しやすい」と邦訳した場合、我が国の規定と同様の趣旨であるにもかかわらず、異なる用語（日本語）を使用することによって、読者を混乱せしめる可能性を排除し得ない。

そこで、これらの問題を解決するため、報告書本文（各国遺失物法令等比較表およびフローを含む）においては、諸外国の制度を理解するために必要な範囲内において、我が国の遺失物法令の用語を基準として、用語の統一を図ることとした。すなわち、例えば、上記の独語「Anzeige」及び英語「deposit」は「差出」、また、英語「perishable」は「滅失・毀損のおそれのある」とした。

なお、資料編の各国遺失物法令の邦訳集については、こうした用語の統一は基本的に行わないこととし、一般的な訳語を用いることとした。